

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 8 | 国民年金に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

有田市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

和歌山県有田市長

公表日

令和7年12月18日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 国民年金に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受付、保険料免除等の申請受付、裁定請求の受付等の法定受託事務を行っている。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①被保険者の資格管理。</p> <p>②国民年金保険料の免除等申請受付。</p> <p>③年金受給に伴う裁定請求等受付。</p> <p>④年金受給権者の資格管理。</p> <p>⑤日本年金機構への被保険者異動報告、所得情報等提供の進達。</p> <p>⑥年金生活者支援給付金の裁定請求、異動等に関する事務。</p> <p>⑦年金生活者支援給付金受給対象者に係る日本年金機構への所得情報等の提供に関する事務。</p> |
| ③システムの名称 | 国民年金システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 被保険者台帳情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項 別表46の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] |
| ②法令上の根拠 | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 市民福祉部保険年金課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 有田市役所 経営管理部総務課総務管財係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 有田市役所 市民福祉部保険年金課保険給付係・保険年金係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111 |

| | |
|----------------|---------|
| 9. 規則第9条第2項の適用 | |
| 適用した理由 | []適用した |

II しきい値判断項目

| | |
|--|---|
| 1. 対象人数 | |
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年12月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p> |
| いつ時点の計数か | 令和7年12月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p> |

III しきい値判断結果

| |
|-------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | |
|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | |
| [基礎項目評価書] | <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

3. 特定個人情報の使用

| | | |
|---|------------------------------------|---|
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

| | | |
|---------------------------|------------------------------------|---|
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|---------------------------|------------------------------------|---|

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[]提供・移転しない

| | | |
|--------------------------|------------------------------------|---|
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|--------------------------|------------------------------------|---|

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[]接続しない(入手) []接続しない(提供)

| | | |
|------------------------|------------------------------------|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|------------------------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|------------------------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|--|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | システムに入力したデータについては、入力後及び申請書送付前に入力内容の確認を複数人で行っている。 | |

9. 監査

| | | | |
|-------|---|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 | [<input type="checkbox"/>] 内部監査 | [<input type="checkbox"/>] 外部監査 |
|-------|---|-----------------------------------|-----------------------------------|

10. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|--------------|--------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
|--------------|--------------|---|

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

| | |
|------------------|--|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 業務端末はインターネット環境から切り離されており、インターネット上の情報漏洩を防いでいる。 また、端末は一定時間の経過により画面がロックされ、再ログイン時にはパスワードと生体認証を要する。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|--|------|------------|
| 平成28年10月1日 | 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ | 有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111 | 有田市役所 市民福祉部健康課国保年金係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IVリスク対策 | - | 追加 | 事後 | 新様式への対応 |
| 平成31年4月1日 | I-1 ②事務の概要 | ⑥年金生活者支援給付金の裁定請求、異動等に関する事務。 ⑦年金生活者支援給付金受給対象者に係る日本年金機構への所得情報等の提供に関する事務。 | 追加 | 事前 | |
| 平成31年4月1日 | I-3 個人番号の利用 | ・国民年金法 第12条(届出) | 削除 | 事前 | |
| 平成31年4月1日 | I-4 ①実施の有無 | 実施しない | 実施する | 事前 | |
| 平成31年4月1日 | I-4 ②法令上の根拠 | - | 番号法第19条第7号、別表第二の48、50の項 | 事前 | |
| 平成31年4月1日 | I-8 問合せ | 市民福祉部健康課国保年金係 | 市民福祉部健康課保険年金係・保険給付係 | 事後 | 係名変更 |
| 令和3年9月1日 | I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 | 番号法第19条第8号 | 事後 | 例規改正による号ずれ |
| 令和4年6月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署 | 市民福祉部健康課 | 市民福祉部保険年金課 | 事後 | 課名変更 |
| 令和4年6月1日 | 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ | 市民福祉部健康課保険年金係・保険給付係 | 市民福祉部保険年金課保険給付係・保険年金係 | 事後 | 課名変更 |
| 令和7年12月18日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項 別表第一-31,83,95の項 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項 別表46の項 | 事後 | |
| 令和7年12月18日 | I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 | 実施する | 実施しない | 事後 | |
| 令和7年12月18日 | I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、別表第二の48、50の項 | 削除 | 事後 | |
| 令和7年12月18日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 有田市役所 経営管理部総務課総務係 | 有田市役所 経営管理部総務課総務管財係 | 事後 | |
| 令和7年12月18日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和7年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年12月18日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和7年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年12月18日 | IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 | - | 追加 | 事後 | 新様式への対応 |
| 令和7年12月18日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | - | 追加 | 事後 | 新様式への対応 |
| | | | | | |
| | | | | | |